○外務省告示第三百六十三号

イラン・イスラム共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十三年四月六日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年七月六日にイラン・イスラム共和国について効力を生じた。

（平成二十三年四月十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年十一月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○文部科学省告示第百五十六号

原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）第十八条第一項の規定に基づき、原子力損害賠償補償契約に基づく業務のうち、補償金の支払の請求の受付、補償損失の金額に関する調査、補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示、補償金の支払の請求に係る補償金の額の算定その他補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なものを、平成二十三年十月二十日次の損害保険会社に委託した。

平成二十三年十一月一日

文部科学大臣　中川　正春

株式会社損保ジャパン
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本興亜損害保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
富士火災海上保険株式会社

○文部科学省告示第百五十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条、第百九条及び第百十四条の規定に基づき、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件及び連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

文部科学大臣　中川　正春

中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件及び連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示

第一　中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「三十単位」を「三十六単位」に改め、同項第三号に次のように加える。

ニ　中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

第二　連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十六年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四百二十五号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二十三号）の規定に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。）並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が一時間につき〇・一ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、次の各号のいずれかに該当する作業を行う場合とする。

一　原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能が著しく低下した場合又はその機能を失った場合における当該機能を復旧するための作業

二　前号に掲げる作業のほか、原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合であって、これを抑制又は防止するための機能が著しく低下したとき又はその機能を失ったときにおける当該機能を復旧するための作業

○厚生労働省告示第四百二十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二第六十一号中「腫瘍抗原ペプチド」を「腫瘍抗原ペプチド」に改め、同号イ中「腫瘍抗原」を「腫瘍抗原」に、「消化管悪性腫瘍」を「消化管悪性腫瘍」に改め、「限る。）」の下に「、原発性若しくは転移性肝がん、膵臓がん、胆道がん」を加え、同号ロ⑴①中「呼吸器内科」の下に「、腫瘍内科」を加え、「乳腺外科」を「乳腺外科」に改め、同号ロ⑴②中、「又は乳腺専門医」を「、がん薬物療法専門医又は乳腺専門医」に改め、同号ロ⑵①中「呼吸器内科」を「乳腺外科」に改める。

第二第九十一号ロ⑵⑤及び第九十二号ロ⑵⑥中「前段」を「本文」に改める。

第二に次の一号を加える。

九十六　自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脊髄損傷（損傷後六月を経過してもなお下肢が完全な運動麻痺を呈するものに限る。）

ロ　施設基準

⑴　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科又は脳神経外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　整形外科専門医又は脳神経外科専門医であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

⑵　保険医療機関に係る基準

①　整形外科又は脳神経外科並びに泌尿器科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔科標榜医が配置されていること。

④　臨床検査技師が配置されていること。

⑤　病床を二十床以上有していること。

⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦　当直体制が整備されていること。

⑧　緊急手術体制が整備されていること。

⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑫　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑬　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

⑭　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三に次の一号を加える。

三十七　培養骨髄細胞移植による骨延長術　骨系統疾患（低身長又は下肢長不等である者に係るものに限る。）